

青森県報

第四千百五十三号

平成二十八年
五月三十日
(月曜日)

目次

規 則

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一

告 示

生活保護法による指定介護機関の休止の届出…………… (健康福祉課) …… 二

右 同…………… (同) …… 三

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出…………… (同) …… 四

右 同…………… (同) …… 四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 四

右 同…………… (同) …… 五

右 同…………… (同) …… 五

家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 五

公 告…………… (総務学事課) …… 五

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表…………… (総務学事課) …… 五

出先機関

土地改良区の定款変更の認可…………… (東青地民局) …… 六

右 同…………… (三八地民局) …… 六

人事委員会

人事委員会告示五十四第二号(不利益処分についての不服申立てに関する提出書類の書式例)の一部改正…………… (職員課) …… 六

収用委員会…………… (職員課) …… 六

公示送達

右 同…………… (監理課) …… 七

右 同…………… (同) …… 七

規 則

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「建築物」を「特定建築物」に改め、同条第一項中「建築物は」

を「特定建築物」に改め、「規模のもの」の下に「(法第六条第一項第一号に掲げる建築物で令第十六条第一項に規定するものを除く。)」を加え、同項の表第三号中「限る」及び「をいう」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項第一号中

「前項の表第一号」を「令第十六条第一項第一号及び第二号に掲げる建築物、同項第三号に掲げる建築物(ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。)」並びに同項第五号に掲げる建築物並びに前項の建築物のうち同項の表第一号」に改め、同項第二号中

「前項の表第三号」を「令第十六条第一項第三号に掲げる建築物(病院、診療所又は

児童福祉施設等の用途に供するものに限る。) 及び同項第四号に掲げる建築物(体育館の用途に供するものに限る。) 並びに前項の建築物のうち同項の表第三号に改め、同項第三号中「前項の表第五号」を「令第十六条第一項第三号に掲げる建築物(共同住宅又は寄宿舎の用途に供するものに限る。) 及び同項第四号に掲げる建築物(博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供するものに限る。) 並びに前項の建築物のうち同項の表第五号」に改める。

第十一條の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第一項中「(法第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。) 」を削り、「昇降機、昇降機以外の建築設備及び工作物は、次に掲げるもの」を「特定建築設備等は、次に掲げるもの(令第十六條第三項に規定するものを除く。) 」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 小荷物専用昇降機(籠が住戸内のみを昇降するものを除く。)

二 防火設備のうち、前条第一項の表に掲げる建築物(法第六條第一項第一号に掲げる建築物で令第十六條第一項に規定するものを除く。次号において同じ。) に設けるもの(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。) に限る。) 第十一條第一項第三号中「照明装置」を「照明装置のうち、法第六條第一項第一号に掲げる建築物で令第十六條第一項に規定するもの又は」に、「設けられたものに限る。) 」を「設けるもの」に改め、同条第二項中「第六條第一項」の下に「又は第六條の二の二第一項」を加え、「同条第一項」を「施行規則第六條第一項」に改め、同条第三項中「第六條第三項」の下に「又は第六條の二の二第三項」を加え、同条第四項中「第六條第四項」の下に「又は第六條の二の二第四項」を加え、同条第五項中「同条第二項第八号」の下に「及び第九号」を加える。

附則

1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

2 防火設備(この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号) 第七條第五項又は同法第七條の二第五項(これらの規定を同法第八十七條の二において準用する場合を含む。) の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。) に係る改正後の青森県建築基準法施行細則(以下「改正後の細則」という。) 第十一條第二項の規定の適用については、平成三十一年五月三十一日までの間は、同項中「毎年九月一日から十一月三十日まで」とあるのは、「当該防火設備が設けられている前条第二項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年の九月一日

から十一月三十日まで」とする。

3 前項の規定により読み替えられた改正後の細則第十一條第二項に規定する時期に報告すべき防火設備に係る建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第六條の三第二項第八号の書類に係る改正後の細則第十一條第五項の規定の適用については、同項中「一年間」とあるのは、「平成二十八年十一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同条第二項第八号の書類にあつては三年間、平成二十九年十一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては二年間、平成三十年十一月三十日までに報告すべき防火設備に係る同号の書類にあつては一年間」とする。

告 示

青森県告示第百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五條の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休日	
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称	所在地	休日
株式会社ウエルブーン	弘前市大字松森町六五の一	訪問介護	訪問介護事業所ウエルパーク	弘前市大字福田字巻屋四の一	平成二六・三三
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字茜町二丁目の一	"	在宅介護支援センター白神荘	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三の二	二六・四一
"	"	"	ホームヘルプセンターいたや荘	北津軽郡板柳町大字辻字岸田六	"

青森県告示第百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社ウエルビーン	名 称	株式会社ウエルビーン
主たる事務所の所在地	弘前市大字松森町六五の一	主たる事務所の所在地	弘前市大字松森町六五の一
介護予防事業の種類	訪問介護	介護予防事業の種類	訪問介護
名 称	訪問介護事業所ウエルパーク	名 称	訪問介護事業所ウエルパーク
所在地	弘前市大字福田字巻屋四の一	所在地	弘前市大字福田字巻屋四の一
年月日	平成二六・三・三一	年月日	平成二六・三・三一

青森県告示第百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	青森県知事 三 村 申 吾	主たる事務所の所在地	青森県知事 三 村 申 吾
事業の種類	居宅介護	事業の種類	居宅介護
名 称	居宅介護事業所	名 称	居宅介護事業所
所在地	青森県知事 三 村 申 吾	所在地	青森県知事 三 村 申 吾
年月日	平成二十八年五月三十日	年月日	平成二十八年五月三十日

医療法人泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	医療法人泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五
通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	通所リハビリテーション
医療法人泰人会八戸新井田クリニック	八戸市新井田西二丁目一の二五	医療法人泰人会八戸新井田クリニック	八戸市新井田西二丁目一の二五
年月日	平成二六・三・元	年月日	平成二六・三・元

青森県告示第百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	医療法人泰人会	名 称	医療法人泰人会
主たる事務所の所在地	八戸市新井田西二丁目一の二五	主たる事務所の所在地	八戸市新井田西二丁目一の二五
介護予防事業の種類	介護予防通所リハビリテーション	介護予防事業の種類	介護予防通所リハビリテーション
名 称	医療法人泰人会八戸新井田クリニック	名 称	医療法人泰人会八戸新井田クリニック
所在地	八戸市新井田西二丁目一の二五	所在地	八戸市新井田西二丁目一の二五
年月日	平成二六・三・元	年月日	平成二六・三・元

青森県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業者
主たる事務所の所在地	青森県知事 三 村 申 吾	主たる事務所の所在地	青森県知事 三 村 申 吾
名 称	居宅介護支援事業所	名 称	居宅介護支援事業所
所在地	青森県知事 三 村 申 吾	所在地	青森県知事 三 村 申 吾
年月日	平成二十八年五月三十日	年月日	平成二十八年五月三十日

医療法人泰人会	八戸市新井田西 二丁目一の二五	新井田クリニツク 居宅介護支援センター	八戸市新井田西 二丁目一の二五	平成 二六・三・元
---------	--------------------	------------------------	--------------------	--------------

青森県告示第三百八十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	株式会社ウエルヒーン	住所	弘前市大字松森町六五の一	居宅介護事業の種類	訪問介護	名称	株式会社ウエルヒーン	住所	弘前市大字福田字巻屋四の一	休 月 日 止	平成 二六・三・三
	名称	社会福祉法人つがる三和会	住所		弘前市大字茜町二丁目一の二		訪問介護		名称		在宅介護支援センター白神荘

青森県告示第三百八十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活

保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	株式会社ウエルヒーン	住所	弘前市大字松森町六五の一	介護予防事業の種類	訪問介護	名称	株式会社ウエルヒーン	住所	弘前市大字福田字巻屋四の一	休 月 日 止	平成 二六・三・三
	名称	社会福祉法人つがる三和会	住所		弘前市大字茜町二丁目一の二		訪問介護		名称		在宅介護支援センター白神荘

青森県告示第三百八十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	医療法人泰人会	住所	八戸市新井田西二丁目一の二五	居宅介護事業の種類	通所リハビリテーション	名称	医療法人泰人会八戸新井田クリニツク	住所	八戸市新井田西二丁目一の二五	廃 月 日 止	平成 二六・三・元
	名称	医療法人泰人会	住所		八戸市新井田西二丁目一の二五		通所リハビリテーション		名称		医療法人泰人会八戸新井田クリニツク

青森県告示第百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	医療法人泰人会
	主たる事務所の所在地	八戸市新井田西二丁目一の二五
介護予防事業所	名 称	医療法人泰人会八戸新井田クリニック
	所 在 地	八戸市新井田西二丁目一の二五
介護予防事業の種類	介護予防通所リハビリテーション	
廃止年月日	平成二六・三二	

青森県告示第百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	医療法人泰人会
	主たる事務所の所在地	八戸市新井田西二丁目一の二五
居宅介護支援事業所	名 称	新井田クリニック居宅介護支援センター
	所 在 地	八戸市新井田西二丁目一の二五
廃止年月日	平成二六・三二	

青森県告示第百九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患畜	三	十和田市	平成二六・三二

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十八年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森
北部土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月二十六日認可したので、同条第三項
の規定により公告する。

平成二十八年五月三十日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地
土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月二十五日認可したので、同条第三項の規
定により公告する。

平成二十八年五月三十日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

人 事 委 員 会

人事委員会告示二十八第二号

昭和五十四年三月八日人事委員会告示五十四第二号（不利益処分についての不服申
立てに関する提出書類の書式例）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

制定文中「人事委員会規則一（一）（不利益処分についての不服申立てに関する規

則）」を「人事委員会規則一（一）（不利益処分についての不服申立てに関する規則）」
と、「不服申立てに関する提出書類」を「審査請求に関する提出書類」と改定する。

第三条第一号中「審査請求（異議申立）書」を「審査請求書」と、「審査請求（異議
申立）人」を「審査請求人」と、「不服申立て」を「審査請求」と、「審査請求（異
議申立）書（以下「申立書」という。）」を「審査請求書」と、「申立書」を「審
査請求書」と、「審査請求（異議申立）書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項
変更届」と改定する。

第三条第二号中「審査請求（異議申立）書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項
変更届」と、「審査請求（異議申立）人」を「審査請求人」と、「審査請求（異議申
立）書」を「審査請求書」と、「お届けします」を「届け出ます」と改定する。

第三条第三号中「審査請求（異議申立）人」を「審査請求人」と、「不服申立て」を
「審査請求」と、「からお届けします」を「ので届け出ます」と改定する。

第三条第四号中「審査請求（異議申立）人」を「審査請求人」と、「不服申立て」を
「審査請求」と改定する。

第三条第五号中「不服申立取下書」を「審査請求取下書」と、「審査請求（異議申立）
人」を「審査請求人」と、「不服申立て」を「審査請求」と改定する。

第三条第六号中「審査請求（異議申立）人」を「審査請求人」と、「不服申立て事案」
を「審査請求事案」と改定する。

第三条第七号中「審査請求（異議申立）人」を「審査請求人」と、「不服申立て」を
「審査請求」と、「からお届けします」を「ので届け出ます」と改定する。

第三条第八号中「審査請求（異議申立）人」を「審査請求人」と、「不服申立て」を
「審査請求」と、「申し出ます」を「申し出ます」と改定する。

第三条第九号中「審査請求（異議申立）人」を「審査請求人」と、「不服申立て」
を「審査請求」と改定する。

第三条第十号中「青人管 第 号」を「青人職 第 号」と改定する。
第三条第十一号中「審査請求（異議申立）人」を「審査請求人」と、「不服申立て」を
「審査請求」と改定する。

第三条第十二号中「青人管 第 号」を「青人職 第 号」と改定する。
第三条第十三号中「審査請求（異議申立）人」を「審査請求人」と、「不服申立て」
を「審査請求」と改定する。

第三条第十四号中「判定」を「裁決」と、「人事委員会規則一（一）（不利益処分に
ついての不服申立てに関する規則）」を「人事委員会規則一（一）（不利益処分に

以下の審査請求に関する規則)」に改める。

収 用 委 員 会

公示送達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十八年五月三十日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき裁決書の名称
平成二十八年四月二十五日付け裁決書(青収委第七号)

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十八年六月十三日をもって送達があったものとみなされま

す。

別表

氏 名	住 所
工藤 義男	住所不明 ただし、戸籍附票の住所 青森県東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田156番地(昭和39年11月17日 職権消除)

日野 ジョーンデコシ	住所不明 ただし、住民票の住所 東京都杉並区高円寺北一丁目663番地(昭和29年9月9日 職権消除)
成田 オリ	住所不明 ただし、本籍地 北海道札幌市手稲区手稲稲穂261番地 ¹
成田 幸一	住所不明 ただし、本籍地 北海道函館市仲町6番地
(七) 川崎 茂	相続人不明 ただし、最後の住所地(平成20年3月17日消除) 愛知県名古屋市中区津金一丁目13番12号(シオパレス東海通第2 202号)

公示送達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十八年五月三十日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき裁決書の名称

平成二十八年四月二十五日付け裁決書(青収委第八号)

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十八年六月十三日をもって送達があったものとみなされま

す。

別表

氏 名	住 所
工藤 義男	住所不明 戸籍附票の住所 青森県東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田156番地(昭和39年11月17日 職権消除)
日野 ジョーンデコレ	住所不明 住民票の住所 東京都杉並区高円寺北一丁目663番地(昭和29年9月9日 職権消除)
成田 オリ	住所不明 本籍地 北海道札幌市手稲区手稲稻穂261番地1
成田 幸一	住所不明 本籍地 北海道函館市仲町6番地
(亡) 川崎 茂	相続人不明 最後の住所地(平成20年3月17日消除) ただし、名古屋市港区津釜一丁目13番12号 (レオパレ 愛知県名古通第2 202号) (レオパレ 大泉海通第2 202号)

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭